

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記
該当事項はありません。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産 定額法（平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法）
 - ・ 無形固定資産 定額法
 - ・ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
 - (4) 引当金の計上基準
退職給付引当金
 - ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する県退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
 - ・ 当法人で実施する退職金制度に加入している職員に係る法人の負担額を計上しています。
 賞与引当金
 - ・ 該当事項はありません。
3. 重要な会計方針の変更
該当事項はありません。
4. 法人で採用する退職給付制度
 - ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度に加入しています。
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。
 - ・ 当法人で実施する退職金制度を採用しています。
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
 - ・ 当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっています。
 - (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
 - (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では社会福祉事業のみを実施しているため作成していません。
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では公益事業を実施していないため作成していません。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していません。
 - ・ 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (1) 本部拠点（社会福祉事業）
当拠点はサービス区分を設けていません。
 - (2) 光の森こども園拠点（社会福祉事業）
「光の森こども園」
「子育て支援センター」
6. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。
なお、当期減少額は減価償却費です。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,771,000	0	0	27,771,000
建物	87,173,794	0	4,042,302	83,131,492
定期預金	0	0	0	0
合計	114,944,794	0	4,042,302	110,902,492

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当事項はありません。

8. 担保に供している資産
該当事項はありません。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	27,771,000	0	27,771,000
建物（基本財産）	148,756,193	65,624,701	83,131,492
構築物	8,572,468	5,135,585	3,436,883
機械及び装置	29,110,000	29,109,999	1
車輛運搬具	6,402,020	6,402,017	3
器具及び備品	54,041,604	44,015,921	10,025,683
有形リース資産	3,868,560	673,771	3,194,789
合計	278,521,845	150,961,994	127,559,851

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりです。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,336,310	0	12,336,310
未収金	0	0	0
未収補助金	2,171,380	0	2,171,380
立替金	3,520	0	3,520
合計	14,511,210	0	14,511,210

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引の内容
該当事項はありません。

13. 重要な偶発債務
該当事項はありません。

14. 重要な後発事象
該当事項はありません。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要
該当事項はありません。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当事項はありません。

計算書類に対する注記（光の森こども園拠点区分）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 有形固定資産 定額法（平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法）
 - ・ 無形固定資産 定額法
 - ・ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (4) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金
- ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する県退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
 - ・ 当法人で実施する退職金制度に加入している職員に係る法人の負担額を計上しています。
- 賞与引当金
- ・ 該当事項はありません。
2. 重要な会計方針の変更
該当事項はありません。
3. 採用する退職給付制度
- ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度に加入しています。
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。
 - ・ 当法人で実施する退職金制度を採用しています。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- ・ 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっています。
 - (1) 光の森こども園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））
「光の森こども園」
「子育て支援センター」
 - (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））
「光の森こども園」
「子育て支援センター」
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。
なお、当期減少額は減価償却費です。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,771,000	0	0	27,771,000
建物	87,173,794	0	4,042,302	83,131,492
定期預金	0	0	0	0
合計	114,944,794	0	4,042,302	110,902,492

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当事項はありません。

7. 担保に供している資産
該当事項はありません。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	27,771,000	0	27,771,000
建物（基本財産）	148,756,193	65,624,701	83,131,492
構築物	8,572,468	5,135,585	3,436,883
機械及び装置	29,110,000	29,109,999	1
車輛運搬具	6,402,020	6,402,017	3
器具及び備品	54,041,604	44,015,921	10,025,683
有形リース資産	3,868,560	673,771	3,194,789
合計	278,521,845	150,961,994	127,559,851

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりです。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,336,310	0	12,336,310
未収金	0	0	0
未収補助金	2,171,380	0	2,171,380
立替金	3,520	0	3,520
合計	14,511,210	0	14,511,210

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項はありません。

11. 重要な後発事象
該当事項はありません。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当事項はありません。

計算書類に対する注記（本部拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
該当事項はありません。
 - (4) 引当金の計上基準
該当事項はありません。
2. 重要な会計方針の変更
該当事項はありません。
3. 採用する退職給付制度
該当事項はありません。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
 - ・ 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっています。
 - (1) 本部拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
当拠点区分においてはサービス区分を設けていないため作成していません。
 - (3) 本部拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
当拠点区分においてはサービス区分を設けていないため作成していません。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当事項はありません。
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当事項はありません。
7. 担保に供している資産
該当事項はありません。
8. 有形資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当事項はありません。
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当事項はありません。
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項はありません。
11. 重要な後発事象
該当事項はありません。
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当事項はありません。